

2024年9月11日

懇話会提言の取りまとめに向けて

中本和洋

1. 主文案

当懇話会は、死刑制度のない社会を目指し、国民各界各層に対し、死刑制度の実態及び課題を明らかにし、国会又は政府において、死刑制度の廃止に向けて検討する協議会を速やかに設置する事を求める。

協議会の審議期間は3年を目途とし、その間は死刑の執行を停止することを要望する。

2. 主文の理由

(1) 日本国憲法は、平和な国際社会を求め、戦争放棄を謳うと共に、基本的人権の擁護を大きな柱としている。

今日の世界は残念ながら戦争と分断の社会にあると言わざるを得ない。日本は民主主義国家の一員として共通の理念をもち、平和国家を目指すべきである。しかしながら、我国の人権は、国際人権理事会から重なる勧告を受けていることから明らかなとおり、多くの人権課題において、不十分であると言わざるを得ない。

とりわけ、死刑制度については、OECD加盟国の中では、唯一日本が国家として統一して死刑制度を維持し、死刑執行を続けている。このため、日本の人権外交においてはもちろん、その他平和を維持するための防衛政策や犯罪人引渡し等において、外交上死刑制度の存在が大きな障害となっている。

(2) この他、死刑制度廃止の理由としては、以下のとおりである。

- ① 憲法に定める人間の尊厳や残虐な刑罰の禁止
- ② 死刑の犯罪抑止力について、廃止国のその後の死刑に相当する犯罪発生率の動向、逆に、死刑になりたいという目的で重大犯罪を犯す事件の増加など、死刑に、犯罪抑止力はないと考える。
- ③ 誤判については、人が判断する限り誤判は免れない。事実誤判のみ

ならず、量刑誤判も数多く指摘されるどころであり、とりわけ死刑の誤判は取返しのつかないものである。

- ④ 現在の有力な刑罰論からすると、被害者、遺族の心情（処罰感情）と死刑制度の存否の議論は切り離すべきものとする。しかし、遺族に対する支援制度は他国と比較して不十分であり、精神的、経済的な、多面的な支援制度の充実が求められる。

- ⑤ 受刑者の更生可能性について

死刑判決確定者と交流した被害者遺族の報告によると、受刑者は自ら犯した罪について真摯に深く反省しておりこのような受刑者に対し死刑執行すること望まないとしている。

人間は変わり得るという観点を忘れるべきではないと考える。

- ⑥ 国民世論

世論のアンケートの取り方により、8割が死刑はやむを得ないという結果は変わるということは既に指摘されているとおりである。何よりも、国民に対して死刑の執行の実態、死刑制度の課題等を明らかにすることなくアンケートを求めているところに大きな問題がある。

また、死刑を廃止した、英国、フランス、独等いずれも国民世論の多数によって廃止されたものではなく、政府や政治家のリーダーシップの下で廃止されていることを重視すべきである。

また、死刑の代替刑として終身刑を提案する事も世論対策としては有効であるとする。

- ⑦ 国際的動向について

死刑廃止は国際的な潮流であり、民主主義国の中では唯一日本だけが統一して死刑執行を行っている。このことが国際的な人権外交の上ではもちろんのこと、前記のとおり各種の外交問題において、国益を害していることを国民に知らせるべきである。とりわけ、外交問題に取り組んでいる政治家は、このことを十分に知っているはずであり、政治家として死刑廃止にむけてリーダーシップを発揮することを大いに期待する。

3. 死刑の執行停止について

法律で、執行停止を明記することが必要であることはいうまでもないが、今日の政治家の判断でこれを速やかに実現することは困難である。政府、国会での協議会における審議中において、事実上執行停止することを求める工夫が必要である。

例えば、協議会の審議の開始にあたって、当面、死刑執行を停止することを宣言するか、政府が、停止するというような談話を発表するなど、何らかの方策が必要と考える。

これを理由中に述べるかについても検討が必要と考える。

以上